

育てよう
中野区 広げよう 進めよう
男女平等基本条例



はじめに

憲法に男女平等の理念がうたわれてから半世紀が経過しました。この間、1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機に国内でも様々な取り組みが行われ、「女性差別撤廃条約」の批准に伴う国内法の整備として、「男女雇用機会均等法」等の制定や「国籍法」の改正が行われました。1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、男女平等社会への基盤づくりは進んでいます。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担や雇用就業の場での性別による格差、夫から妻に対する暴力等の人権侵害など、解決すべき課題は山積しています。

また、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会全体が大きな転換期を迎えているなかで、中野のまちに男女平等を根づかせるための取り組みも、大きな一歩を踏み出す必要があります。

区は、これまでの取り組みを継承しつつ、真の男女平等社会を実現する歩みをさらに力強く進めるために、2002年3月に「中野区男女平等基本条例」を制定、同年4月1日に施行しました。

今後も区民、事業者のみなさんとともに男女平等を一層推進して参ります。ご理解とご協力をお願いいたします。

前文	第一条	目的
第二条	基本理念	
第三条	区の責務	
第四条	区民の責務	
第五条	事業者の責務	
第六条	性別による差別的取扱い等の禁止	
第七条	基本計画	
第八条	拠点施設	
第九条	調査研究	
第十条	普及・広報活動	
第十一条	苦情等の申出	
第十二条	申出への対応	
第十三条	中野区男女平等専門委員会について規定	
第十四条	設置	
第十五条	所掌事項	
第十六条	委員	
附則	委任	

目次

中野区男女平等基本条例の特徴	2
中野区男女平等基本条例の解説	4
前文 目的	4
基本理念	5
区の責務	6
区民の責務 事業者の責務	7
性別による差別的取扱い等の禁止	8
基本計画 拠点施設 調査研究 普及・広報活動	9
男女平等に関する苦情等の申出、申出への対応	
中野区男女平等専門委員会の設置、所掌事項、委員	10
参考 男女共同参画社会基本法	11

「男女平等」と「男女共同参画」

男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されることにより、男女平等は促進されます。

このため中野区では、目指すべき目標として「男女平等」を掲げ、条例の名称を『中野区男女平等基本条例』にしました。

また、「男女平等」を目指して取り組む具体的な行動として「男女共同参画」を位置付けているため、2000年3月に策定した行動計画の名称は、『男女共同参画基本計画』としています。

中野区男女平等基本条例の特徴

1 条例の名称は

「中野区 男女平等 基本 条例」です

中野区では、これまでも男女平等推進のための様々な取り組みが行われてきましたが、まだまだ、男女の真の平等が達成されているとはいえません。

これまで以上に「男女平等」の理念を掲げて推進していくために、また、区民、事業者のみなさんにもわかりやすいこの言葉を、中野のまちに一層広めていくために、この名称にしました。

地域・事業活動、区の施策でも福祉や教育などの幅広い分野で男女平等の視点で進めていく必要があります。

この条例は、それらの取り組みの「基本的方向」を示すものです。

2 みんなで取り組むために

「中野区、区民、事業者の責務」を
明らかにしています

男女平等社会の形成に向けて、区は総合的・計画的に取り組まなければなりません。

また、区民のみなさんが多様なアイデアを出し合いながら、あらゆる領域の活動に、男女が対等な立場で参画するための実践的な取り組みが必要です。

さらに、雇用面等労働については、事業者の方々の理解や実践が欠かせません。

こうしたことから、区、区民、事業者の三者の協働によって推進するために、それぞれの責務を定めています。

3 男女平等を妨げる

「性別による差別的取扱い等」を
禁止しています

性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメントや家庭内等における配偶者等に対する暴力的行為は人権侵害であり、男女平等を妨げるものであることを確認し、すべての人がこれを守るように定めています。

4 男女平等に関する

「苦情等を言いやすいしくみ」を
つくります

区民、事業者のみなさんが感じる性別による不平等感の一つ一つをなくしていくことが、男女平等社会の実現につながります。

このため、男女平等に関する苦情等を区に申出することができることや、区が苦情等を受付け、状況の改善に向けて取り組むことを規定しています。

また、専門的な視点からの判断が必要な場合や、区の施策に対する苦情が寄せられるなど、中立的（第三者的）判断を求められた場合などは、男女平等専門委員会に助言を求めることも定めています。

苦情等の受付窓口は、平成14年10月開設

中野区男女平等基本条例の解説

前 文

私たちは、基本的人権が保障され、性別にとらわれず一人ひとりがかけがえのない生命と人生をもった人間として尊重される社会の実現を願っている。

中野区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、先駆的な取組を推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在し、男女平等の達成にはさらなる努力が求められている。

本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化など社会の急速な変化に対応し、私たちのまち中野が、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、女性も男性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画して責任を分かち合うことが重要である。

中野のまちのすべての人が、平等にいきいきと暮らし、男女がともに参画してつくる男女平等社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

ここでは、条例制定の経緯、男女平等社会の実現に向けた決意を示しています。

目 的

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、中野区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的事項を定め、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

中野区が豊かで活力あるまちとして発展するためには、女性も男性もともに社会に参画し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されている男女平等社会を実現することが必要です。この条例は、男女平等社会の実現に向けて、「基本理念」、「中野区、区民、事業者の責務」を明確に規定し、「施策の総合的・効果的な推進」を図ろうとするものです。

基本理念

第2条 男女平等社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

第1号 個人の尊重と能力の発揮

社会には、まだまだ性別による差別や暴力が存在しており、これらは明らかな人権侵害です。性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、一人ひとりがもつ能力を発揮できることが重要です。

ここではまず、個人の尊重と性別による差別の解消、能力の発揮を基本理念として掲げています。

第2号 社会の制度や慣行の中立性の確保

現在でも社会の一部に、女性、男性それぞれに固定的な性別役割を求める傾向が根強く、社会の制度や慣行にも色濃く残っています。

ここでは、社会の制度や慣行が男女に異なった影響を与え、結果として個人の生き方の選択肢を狭めることがないように、制度や慣行の中立性を確保することを基本理念として掲げています。

第3号 あらゆる領域での共同参画

社会の様々な活動に、女性も男性も対等な立場で参画し、責任を分かち合うことで、物事を新しい視点で見直すことができ、また、その決定は、すべての人が生きやすい、ゆとりのある社会をつくることができます。このため、ここではあらゆる領域での活動の方針の立案から決定過程への共同参画を基本理念として掲げています。

第4号 家庭生活と社会生活の両立

個人がその能力を発揮し、様々な活動に参画していくためには、社会の支援のもと、家族が力を合わせて育児や介護を分担し、男性も女性も家庭と仕事や地域活動等とを両立していく必要があります。このため、ここでは家庭生活と社会生活の両立を基本理念として掲げました。

区の責務

第3条 区は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 区は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。

3 区は、男女が等しく区の施策の策定及び実施の過程に参加する機会の確保を図るため、附属機関その他区の施策を策定し、又は実施するために設置された会議等の構成員の性別に偏りが生じないように積極的に努めるものとする。

4 区は、区民及び事業者が行う男女平等社会の形成に向けた活動の支援に努めるものとする。

第1項では、これまで取り組んできた男女平等社会の形成の促進に関する施策（男女平等施策）を今後さらに充実させ、実施していくことを区の責務としています。この部分は、男女共同参画社会基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けて規定しているため、積極的改善措置（男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。ポジティブ・アクションともいう。）も、当然ここに含まれます。

男女平等推進は、すべての施策に関わる横断的な目標であるため、第2項では、福祉や教育など幅広い分野に渡り、男女平等社会の実現という本条例の目的を達成するため、関係各課がこれまで以上に連携、協力を密にし、積極的にこれらの施策の推進を図っていくための配慮について責務として掲げています。なお、男女共同参画社会基本法では、第15条に「施策策定等に当たっての配慮」として定められています。

男女ともに個性と能力を発揮する機会が確保され、あらゆる分野の活動の意思決定段階から参加し、責任を分かち合う男女の対等な参画を進めることは重要です。このため、第3項では区の附属機関などにおいて、構成員の性別に偏りが生じないよう努める旨、定めています。

男女平等を進めていくためには、区民、事業者、区の協働が欠かせません。第4項では区民、事業者のみなさんの自主的な活動へのサポートを区の責務としました。

区民の責務

第4条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

区民のみなさんの主体的な活動が中野のまちを支え、まちづくりを担っています。第1項では、男女平等社会の実現がより確実なものになるよう、男女平等に関して取り組むことを責務として定めています。

区はこれまで、区民のみなさんとともに地域や生活の中にある男女平等の現状や課題をとらえ、解決を図るための取り組みを進めてきており、今後も一層の取り組みが必要となります。

このため、男女平等社会の形成に関して区民の理解と協力について定めています。

事業者の責務

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

事業者は、社会経済活動において重要な役割を果たす存在であり、男女平等に関してもその影響力は大きく、雇用面等労働について、事業者による男女平等に向けた取り組みが進まなければ、男女平等社会の実現は困難です。第1項では、男女平等社会の実現がより確実なものになるよう、その形成に向けた取り組みについて責務を定めています。

事業者は、まちの大切な構成員です。第2項では区とともに中野のまちの男女平等に関する課題の解決に取り組むために、男女平等社会の形成に関して事業者の理解と協力について定めています。

性別による差別的取扱い等の禁止

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を害し、若しくはその言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメントや家庭内等における配偶者等に対する暴力的行為は、人権侵害であり、男女平等を妨げるものであることを確認し、すべての人がこれを守るように定めています。これらの行為が人権侵害であり、男女平等を妨げるものであることを認識してもらうことによる予防的な効果を期待して規定しているため、条例では罰則は規定していません。

第1項 「性別による差別的取扱い」とは、男である、女であるということを経由し、個人がもつ個性と能力を発揮するなどの機会を妨げることです。

差別には、自分たちの地位を維持するために行う場合と、人々がもつ価値観に基づいて無意識に行われる場合があります。差別していないつもりでも相手は差別と感じていることもあるため、特に注意しなければなりません。例えば、職場で補助的な仕事を女性の役割とすることは、結果的に女性の自立や能力発揮の機会を奪うことになってしまいます。

第2項 「セクシュアル・ハラスメント」の禁止について規定したものです。

「性的な言動」とは、その言動をうける個人の意に反する、つまり個人が望まない不快な性的内容の発言や性的な行動のことです。

「その言動を受けた～行為」とは、性的言動を非難・拒否したことによって制裁を与えることで、「職場の上司が部下に対して性的関係を強要し、拒否されたことを不満に思っただ部下をクビにする」「指導者が生徒をデートに誘い、断られたことを不満に思っただ指導の打ち切りを行う」ということがこれに当たります。

第3項 「ドメスティック・バイオレンス」の禁止について規定したものです。

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者等からの殴る、蹴るなど主に身体に対する暴力について法律の対象となっています。また、配偶者暴力支援センターにおける相談や一時保護等については、心身に有害な影響を及ぼす言動（罵声を浴びせる、無視しつづける等）を受けた人もこの法律の対象になります。

ここでは、配偶者等親しい関係にある者からの暴力であっても違法行為であることについて人々の理解を深めることによってその防止を図ること、また、被害を受けている人に周知し、被害の潜在化及び拡大を防ぐことを目的として定めています。

基本計画

第7条 区は、男女平等社会の形成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、総合的に推進するものとする。

2 区は、基本計画を策定するにあたっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

第1項は、男女平等社会の実現に向けた基本計画の策定することの根拠を明示し、第2項では、計画の策定の際に、区民及び事業者の意見を聴く機会を区が設けることを規定しています。

拠点施設

第8条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を深め、その男女平等社会の形成に向けた取組を支援するための総合的な拠点施設を置くものとする。

女性会館を男女平等を推進する拠点とし、性別に関係なく男女が社会のあらゆる分野に参画し、その持てる力を発揮できるよう、情報提供、学習、相談、活動支援などの事業を実施することを規定しています。

調査研究

第9条 区は、社会の制度又は慣行が男女平等社会の形成に及ぼす影響等の男女平等社会の形成に関し必要な調査研究に努めるものとする。

社会には、女性、男性それぞれに固定的な性別役割を求める傾向も根強く残っています。このため、社会制度や慣行が男女に違う影響を与え、個人の生き方を縛ってはいないかなど、男女平等社会づくりに必要な調査研究を進めることを規定しています。

普及・広報活動

第10条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を促進するために必要な普及・広報活動に努めるものとする。

男女平等社会の実現のためには、区、区民、事業者の協働が欠かせません。協働を進めていくためには、男女平等社会についてすべての人が理解をすることが前提となります。そのため、ここでは、理解を促進するために、普及・広報活動を行うことを規定しています。

男女平等に関する苦情等の申出、申出への対応(平成14年10月施行)

第11条 区民及び事業者は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと又は男女平等社会の形成の促進に関することについて、区長に対し苦情等の申出（以下「申出」という。）をすることができる。

第12条 区長は、申出に対し、男女平等社会の形成の促進に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、申出のうち特に必要があると認めるものについては、次条に規定する中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとする。

男女平等社会の実現に向けた取り組みを進めていくためには、区民、事業者のみなさんが感じる性別による不平等感の一つ一つをなくしていくことが必要です。

第11条では男女平等に関する苦情等の申出をすることができる旨を定めています。

第12条第1項では、男女平等に関する苦情等の申出を受け、必要に応じて調査等を行い、状況の改善に向けて取り組むことを規定しています。第2項は、専門的な視点からの判断が必要な場合や、区の施策に対する苦情が寄せられるなど、中立的(第三者的)判断を求められた場合に、後出の男女平等専門委員会に助言を求めることを示しています。

中野区男女平等専門委員会の設置、所掌事項、委員(平成14年10月施行)

第13条 申出への対応のため、区長の求めに応じ必要な助言を行う区長の附属機関として、中野区男女平等専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第14条 委員会は、第12条第2項の規定により、区長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行うものとする。

第15条 委員会の委員は、3人以内とし、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条では、委員会の位置付けを、第14条では、所掌事項を規定しています。委員会は、区長が助言を求めた苦情などの対応に関して審議し、助言を行います。第15条は、委員の構成、任期等について定めています。運営の詳細などについては、別途規定します。

参考

男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女

共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議(平11法102全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。



「中野区男女平等基本条例」

発 行 2002年(平成14年)3月

発行者 中野区地域センター部女性・青少年課
中野区中野4-8-1 TEL3228-8938

印 刷 (有)誠文社印刷所

(印刷物登録番号 13 地女第7号)

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています